

医療機関における新型コロナウイルス感染症の 外国人患者受入れのための設備整備事業に関するQ&A

※ 以下は、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A」等に基づき作成しています。

(1) 対象経費として、「多言語の看板や電光掲示板等」とありますが、例えばどのような設備が交付対象となるのでしょうか。

- 院内の患者誘導等に用いられる看板や必要な静止画、動画、音声等を表示できるディスプレイ、タブレット端末、スピーカー等とこれらに有線・無線接続するコンピューター等の周辺設備や設置経費などが対象となります。

(2) 補助対象者として、「入院を要する救急患者に対応可能な次の医療機関」とありますが、一般の救急患者の受入れ実績を必要とするのでしょうか。

- 新型コロナウイルス感染症患者（無症状者・疑いを含む）の入院に対応する（予定も含む）医療機関であれば対象となります。